

子ども青少年局
児童福祉センター

名古屋市児童福祉センター処務規程（昭和46年名古屋市達第17号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 センターに次の組織を置く。 管 理 課 (略) 担 当 課 長（診療支援） <u>(4)</u> 課 長 補 佐（診療支援） <u>(5)</u> 中央児童相談所 相 談 課 (略) 課 長 補 佐（児童相談所に係る企画調整） (略) 中央療育センター 所 長 補 佐（診療相談） 所 長 補 佐（地域療育センターに係る企画調整） (略) <u>みどり学園</u> <u>わかくさ学園</u> <u>すぎのこ学園</u>	第 3 条 センターに次の組織を置く。 管 理 課 (略) 担 当 課 長（診療支援） <u>(3)</u> 課 長 補 佐（診療支援） <u>(6)</u> 中央児童相談所 相 談 課 (略) 課 長 補 佐（児童相談所に係る企画調整） <u>課 長 補 佐（児童相談所等に係る人材育成）</u> (略) 中央療育センター 所 長 補 佐（診療相談） <u>(2)</u> 所 長 補 佐（地域療育センターに係る企画調整） <u>所 長 補 佐（通所支援）</u> (略)

発達障害者支援センター

所 長 補 佐（発達障害者支援）

くすのき学園

担 当 課 長（児童心理治療）

2 （略）

3 センターの分掌事務及び担当課長の分掌事項は、次のとおりとする。

管 理 課

(1)～(4) （略）

(5) 入所者の給食に関すること。

(6) （略）

(7) 中央児童相談所、中央療育センター、発達障害者支援センター及び他学園の主管に属しないこと。

担 当 課 長（診療支援）(4)

(1) （略）

中央児童相談所

相 談 課

(1)～(3) （略）

(4) 児童虐待の予防及び防止に係る研修の企画及び実施に関すること。

(5)～(26) （略）

(略)

中央療育センター

(1)～(9) （略）

(略)

みどり学園

(1) 主として知的障害のある児童の療育指導に関すること。

わかくさ学園

(1) 主として肢体不自由のある児童の療育指導に関すること。

すぎのこ学園

(1) 主として難聴児の療育指導に関すること。

発達障害者支援センター

(1)～(5) （略）

発達障害者支援センター

担 当 課 長（発達障害者支援）

くすのき学園

園 長 補 佐（児童心理治療）

2 （略）

3 センターの分掌事務及び担当課長の分掌事項は、次のとおりとする。

管 理 課

(1)～(4) （略）

(5) 入所者等の給食に関すること。

(6) （略）

(7) 中央児童相談所、中央療育センター、発達障害者支援センター及びくすのき学園の主管に属しないこと。

担 当 課 長（診療支援）(3)

(1) （略）

中央児童相談所

相 談 課

(1)～(3) （略）

(4) 児童相談所等に係る研修の企画及び実施に関すること。

(5)～(26) （略）

(略)

中央療育センター

(1)～(9) （略）

(10) 中央療育センター等倫理審査委員会に関すること。

(略)

発達障害者支援センター

(1)～(5) （略）

担 当 課 長（発達障害者支援）

(1) 発達障害者の医学的指導に関するこ

くすのき学園 (1)・(2) (略) <u>担当課長(児童心理治療)</u> <u>(1) くすのき学園長の指定する児童に係る医学的治療及び指導に関すること。</u> 4 (略) 第4条 (略) 2 中央児童相談所長、中央療育センター所長、課長、中央療育センター副所長、発達障害者支援センター所長、園長、課長補佐及び所長補佐は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 3 (略)	<u>と。</u> くすのき学園 (1)・(2) (略) 4 (略) 第4条 (略) 2 中央児童相談所長、中央療育センター所長、課長、中央療育センター副所長、発達障害者支援センター所長、園長、課長補佐、<u>所長補佐及び園長補佐</u>は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 3 (略)
---	---

附 則

この達は、令和7年4月1日から施行する。